

# 高活協通信(2021年1月号)

発行：一般社団法人 高齢者活躍支援協議会

<http://www.agenomics.org>

## ◆◆◆高活協ニュース◆◆◆

### ■お知らせ

○2020年12月に高活協の事務所を移転しました。新しい事務所の住所は下記の通りです。

(高活協の新住所)

一般社団法人高齢者活躍支援協議会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町17番2号 兜町第6葉山ビル4階

高活協は会員の皆様に毎月1回「高活協通信」を配信させていただいておりますが、この通信活動を会員の皆様と高活協とのコミュニケーションの機会とさせていただきたく考えております。つきましては、皆様の意見や話題などを、配信メールへの返信にてお寄せいただけますと有難く存じます。

### ■2020年12月の主な活動

○高活協は現在、新型コロナウイルス感染を避けるため、セミナーやシンポジウムなど人が多く集まるイベント活動を自粛しておりますが、少人数での会議や ZOOM 等を利用したオンラインでの会議・イベント等は実施しております。

○2020年12月14日、一般社団法人高齢者活躍支援協議会はオリンピア興業株式会社と高活協の新事務所に関する契約を締結しました。

○2020年12月23日、高活協は京橋事務所からの撤去を完了、天翔ビルディング株式会社との賃貸借契約は完全に終了しました。

## ◆◆◆高活協主催/共催イベントの紹介◆◆◆

### ■これまで高活協が共催した「生涯現役の日」イベントの記録集

過去に高活協が共催した「生涯現役の日」イベントの記録集は、下記ホームページからご覧になれます。

「生涯現役の日」ホームページ: <https://www.lifelongociety.org/>

主 催:「生涯現役の日」制定・普及委員会 (議長 清家 篤)

共 催:

一般社団法人高齢者活躍支援協議会

一般財団法人長寿社会開発センター 国際長寿センター  
公益社団法人長寿社会文化協会  
一般社団法人シニアセカンドキャリア推進協会  
一般社団法人未来社会共創センター

協力:

電通シニアプロジェクト

## ◆◆◆高活協会員関連イベント等のご紹介◆◆◆

---

会員のご希望があればご紹介記事を適宜掲載させていただく予定です。

## ◆◆◆生涯現役社会の実現に向けて — トピックス◆◆◆

---

生涯現役社会は、「健康寿命」、「職業寿命」、「社会活動寿命」、「資産寿命」という 4 つの寿命が共に伸びる社会、つまり「それぞれの寿命の伸びが相互に他の寿命も伸ばす」という好循環がもたらされる社会です。そんな生涯現役社会の実現に向けた最近の動きを紹介していきます。

### ■労働者協同組合法(労協法)が成立 — 高齢者の就労機会は増えるか

「協同労働」という新しい働き方を実現する労働者協同組合法(労協法)が2020年12月4日の参院本会議で可決・成立し、2年以内に施行されることになりました。仕事を自ら創り出し、自ら働く仕組みで、介護や子育てといった地域課題の解決などに資する事業が生まれ、多様な雇用機会の創出につながる効果が期待されています。また、意欲のある高齢者の就労機会も増えることが期待されます。

これまで介護や障害福祉、子育て支援、街づくりなど地域の課題に取り組む人たちは、NPOや企業組合などの形態で活動していましたが、それらの形態は認可を得るのに時間がかかったり、活動分野が限られたりする問題がありました。今回の労協法の成立を機に「労働者協同組合」という新たな形態がそれらの問題を克服することになりそうです。

労協法は全137条で、労働者協同組合を設立する規則を定めています。①組合員が出資②組合員の意見を反映③組合員自ら事業に従事—の3原則に基づいて運営されると規定。官庁の認可は必要とせず、3人以上の発起人がいれば届け出のみで設立できるとしています。

組合員が組合の運営に携わると、労働者ではないとみなされ、労働法制の保護を受けられず低賃金などを強いられる懸念がありましたが、法律では組合が組合員と労働契約を締結するよう義務付け、労働者として保護されるようにしました。

法制化の動きは1990年代にはじまり2008年に最初の超党派議連が発足、与野党の枠を超えて検討が続けられてきました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で企業の経営難や雇用不安が広がる中、雇用の受け皿となることも期待されています。各組合が経営基盤をどう安定させるかなどが課題となるようです。労働者協同組合法の要旨は次の通りです。

- ・基本原理(①組合員が出資②事業に組合員の意見が適切に反映③組合員が組合の事業に従事)を通じ、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する目的のものでなければならない。
- ・組合員と労働契約を締結しなければならない。
- ・組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず平等。
- ・営利を目的として事業を行ってはならない。
- ・特定の政党のために利用してはならない。
- ・労働者派遣事業を行うことができない。
- ・組合の設立は準則主義(官庁の認可は不要)で、3人以上の発起人を要する。
- ・役員として理事3人以上及び監事1人以上を置く。
- ・毎年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければならない。
- ・毎年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てなければならない。
- ・組合員の知識向上を図るため、毎年度の剰余金の20分の1以上を教育繰越金として翌年度に繰り越さなければならない。
- ・法律は一部を除き、公布後2年以内に施行する。
- ・施行の際、現存する企業組合またはNPO法人は、施行後3年以内に、総会の議決により組織を変更し、組合になることができる。

## ■高齢者雇用の総合誌『エルダー』2021年1月号(2021年1月1日発行)のご紹介

発行:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.or.jp/elderly/data/elder/index.html>

<特集> 高齢期まで元気に働くための「治療と仕事の両立支援」

60歳を超えて働くことがあたり前の時代となり、2021年4月からは70歳までの就業機会確保が企業の努力義務となるなど、「高齢者雇用」においては、就労期間の延伸に対応していくことが求められます。その一つが、「治療と仕事の両立支援」。加齢とともに病気のリスクが高まっていくことを考えると、病気の治療と仕事を両立するための仕組みの整備が欠かせません。そこで今号の特集では、特に加齢とともに発症リスクが高まる「がん」、「脳卒中」、「糖尿病」、「メンタルヘルス不調」の4つに焦点を当て、治療と仕事を両立していくためのポイントについて解説します。

【総論】高齢社員のための治療と仕事の両立支援

産業医科大学 両立支援科 診療科長 立石清一郎

【解説①】がん患者の両立支援

2人に1人が「がん」に罹患する時代 診断・治療・復職の段階に応じた対応を

独立行政法人労働者健康安全機構 東京労災病院 治療就労両立支援センター 加藤宏一

【解説②】脳卒中患者の両立支援

同じ病気でも異なる症状が現れる「脳卒中」専門家のアドバイスを受け、働き方の見直しを

独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院 治療就労両立支援センター 豊田章宏

### 【解説③ 糖尿病患者の両立支援】

糖尿病≠生活習慣病 理解を深め治療継続への配慮を

独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院 治療就労両立支援センター 中島英太郎

### 【解説④ メンタルヘルス不調者の両立支援】

さまざまな変化がストレス要因になる高齢者 “いつもと違う”を見つけたら周囲から声がけを

独立行政法人労働者健康安全機構 東京労災病院 治療就労両立支援センター 柴岡三智

### 【企業事例】藤沢タクシー株式会社

### 【お知らせ】両立支援相談窓口のご案内

<連載>

#### ○リーダーズトーク(No.68)

80歳までの定年後再雇用契約を可能にし シニア層の豊富な経験や能力を活用

株式会社ノジマ 取締役 兼 執行役人事総務部 部長 田中義幸さんに聞く

#### ○江戸から東京へ 作家 童門冬二(第98回)

改革への波乗りに成功 大田直次郎

#### ○高齢者の職場探訪 北から、南から(第103回)

宮城県 スモリ工業株式会社

#### ○**新連載** 高齢社員のための安全職場づくり

「なぜいま、エイジフレンドリーな職場づくりが注目されているか」

労働安全衛生総合研究所 安全研究領域長 高木元也

#### ○高齢社員の心理学 —— 加齢で“こころ”はどう変わるのか ——(第2回)

「加齢にともない衰える記憶と維持される記憶」

神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授 増本康平

#### ○知っておきたい労働法 Q&A(第32回)

ハラスメントの処分とその公表

#### ○いまさら聞けない人事用語辞典(第8回)

「諸手当」

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

#### ○特別企画 生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム

新潟会場&愛知会場 開催レポート

#### ○日本史にみる長寿食(vol.327) 食文化史研究家 永山久夫

大根は台所の千両役者

#### ○お知らせ

令和3年度 高齢者活躍企業コンテスト募集案内

○新春特別企画

高齢社員活用の最前線～コンテスト表彰事例から探る～

○イキイキ働くための脳力アップトレーニング！（第43回）

---

◆◆◆  
配信先メールアドレスの変更をご希望の方、また配信が不要な方は高齢者活躍  
支援協議会・事務局までご連絡ください。

本通信に対するご意見やご感想をお聞かせください。

また、本通信に掲載してほしい情報等がありましたら、ぜひご連絡ください。

---

一般社団法人高齢者活躍支援協議会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 17-2 兜町第6 葉山ビル 4階

TEL: 03-6555-3926

---